

平成27年12月25日

横浜市長 林 文子 様

特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド

理事長 山崎 美貴子



特定非営利活動促進法第65条第1項に基づく貴市からの改善勧告  
にかかる改善措置の実施について（報告一3）

標記について、次のとおり報告いたします。

- 1 経理の基準に関する改善について（法第45条第1項第3号）
- 2 法令違反に関する改善について（法第45条第1項第7号）

本年5月29日、貴市からの改善勧告を受け、平成26年度決算にあたり、銀行口座や会計帳簿等の調査を行い、元経理担当職員によって引き出された金額を業務上横領による損害額として計上するとともに、損害賠償請求権として同額を計上しました。また、同じく元経理担当職員による不明な入金を負債勘定借受金として処理し、その内容が明らかになり次第、適正な勘定科目等に仕訳を行うこととしております。

さらに、認定基準の適合にも係る不適正な状況を引き起こしてしまった原因である経理・会計をはじめとする管理運営体制について、別紙のとおり改善措置を執るとともに、今後も引き続き所要の措置を実施し報告いたします。

- 3 監査職務の遵守に関する改善について（法第18条）

平成27年度上半期（4月～9月）を対象とした中間監査について、12月19日（土）に、法令に基づき適正に実施しました。なお、この監査結果を次回開催の理事会に報告することで、監査業務の重要性を再確認し共有化するとともに、適正な法人運営に努めます。

- 4 再建計画に基づく事業再開について

9月25日（金）開催の臨時社員総会において、再建計画に基づき事業再開の承認を得て、これまで休止していた諸活動を再開することといたしました。10月上旬からは関係者へ文書や訪問面談により、お詫びと活動再開へのご協力をお願いしたところ、助成再開に向けて多くのご要望をいただきました。

このご要望を受けて、子ども・若者・子育てに関わる人への支援活動を行っている団体へ向けた助成を来年度早期に実施したいと考えており、平成28年1月7日（木）に助成再開の準備を議題とする臨時社員総会を開催いたします。



特定非営利活動促進法第65条第1項に基づく貴市からの改善勧告にかかる改善措置の実施について

特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド

| 具体的施策  | 達成状況(実施時期)   |
|--|--|
| 全体<br>再建計画の策定  | H27.9に総会決議   |
| 事務局内の諸管理の整備強化<br>文書管理マニュアルの制定<br>文書管理マニュアルに沿った文書の保管方法の変更<br>決裁及び委任マニュアルの制定と実施<br>役員担当業務表に基づく役員分担の明確化   | H27.6<br>H27.6<br>H27.6<br>H27.10  |
| 会計経理の適正化<br>通帳、印鑑の個別管理<br>出納責任者の設置<br>現金等取扱マニュアルの制定<br>現金残高と通帳残高と帳簿の定期的な確認<br>複数職員によるチェック機能の整備<br>会計事務所との委託契約を結び、的確な会計処理の実施<br>四半期ごとの収支状況の理事会への報告<br>監査業務研修と模擬監査の実施<br>経理規程の整備<br>中間監査の実施と監査報告の理事会への報告 | H26.11<br>H26.11<br>H26.12<br>H26.12月以降毎月<br>H27.1<br>H27.1<br>H27.4<br>H27.5<br>H27.6<br>H27.10 |
| 情報公開<br>ホームページにおける改善内容等の発信<br>広報誌における改善内容等の発信  | H26.12以降随時更新<br>H27.12   |
| その他、今後の計画<br>役員改選期(平成28年4月)にあわせた理事増強と常任理事職の設置  |  |